

記入例

(宛先) 名古屋市長

・原則、建物所有者が申請者です
 (建物所有者以外の方が申請する場合は委任状が必要です)
 ・申請者名と見積書宛名、解体工事契約者名、請求書宛名、領収書宛名が同一になるようにお願いします

・申請時に記入ください

年 月 日

・お名前は、申請者ご本人が記入ください

郵便番号 460-0000
 (申請者) 住所 名古屋市〇〇区〇〇町〇〇
 フリガナ ナゴヤ シロウ
 氏名 名古屋 市郎
 生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日
 電話番号 052-000-000

・申請者が法人の場合、担当部署名、担当者名、担当部署の電話番号もあわせて記入ください

助成金等交付申請書

(老朽木造住宅除却助成、木密地域ブロック塀等撤去助成)

(担当部署名)
(担当者名)
(担当部署の電話番号)

下記の土地に関し、助成金等の交付を受けたいので、名古屋市木造住宅密集地域改善助成金等交付要綱(☑第11条第1項、☑第24条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請をするにあたり、要綱の規定又は要綱の規定に基づく条件を遵守します。また、本申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

・ブロック塀等撤去助成もあわせて申請する場合は、こちらにもチェックして下さい

記

所在地	名古屋市 〇〇区 □□町 △△番地
申請対象事業 (対象事業をレ点選択)	☑(1)老朽木造住宅除却助成、☑(2)木密地域ブロック塀等撤去助成
交付申請額((1)+(2))	円
整備予定期間	令和〇年□□月□□日 ~ 令和〇年□□月□□日

・申請時に確認のうえ、記入ください
*こちらから申請額をお伝えします

どちらかにチェックして下さい

<工法について>

・**枠組壁工法(2×4工法)**: ツーバイフォー材と合板を使って、壁・床・屋根をパネルのように組み立て、箱の形で建物を支える工法

・**在来工法及び伝統工法**: 木で柱と梁の骨組みを作って、支える工法

(1) 老朽木造住宅除却助成

対象住宅 (該当する箇所に☑を記入してください)	構造	工法		建築年	延床面積 (0.01㎡未満切捨て)
		枠組壁工法	在来工法又は伝統工法		
	木造	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	昭和55年	123.45㎡
	木造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		㎡
	木造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		㎡
合計延床面積					123.45㎡
交付申請額 (1,000円未満切捨て)	補助対象経費 ^{注3} (①)	合計延床面積×9,600円/㎡(②)	①、②のうち低い額×1/3(③)	申請額(③、400,000円のうち低い額)	
	円	円	円	円	円

・内容を確認のうえ、チェックしてください

【チェック項目】(下記内容を確認し、□にチェック☑を記入してください。)

- 対象住宅について、過去に耐震に係る補助金等の交付を受けていません。
- 対象住宅の固定資産税及び都市計画税を滞納していません。
- 固定資産税及び都市計画税の収納状況を確認することに同意します。

・申請時に確認のうえ、記入ください
※見積書等から算出し、こちらから金額をお伝えします

(2) 木密地域ブロック塀等撤去助成

対象ブロック塀等	塀の種類	コンクリートブロック造	撤去長さ (0.1m未満切捨て)	12.4 m
交付申請額 (1,000円未満切捨て)	補助対象経費 ^{注3} ×3/4(①)	撤去長さ×9,000円/m(②)	①、②のうち低い額(③)	申請額(③、150,000円のうち低い額)
	円	円	円	円

注1 法人その他の団体にあつては、申請者の住所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を、生年月日欄に代表者の生年月日を記入してください。

注2 名古屋市木造住宅密集地域改善助成金等交付要綱第4条ただし書に規定する者に該当する場合は、助成金等を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は助成金等の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

注3 補助対象経費は、老朽木造住宅除却助成に要する経費で、見積額から補助対象外の費用を減じた額(補助対象外がない場合は見積額)です。補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除した額を減額した額とします。

どちらかにチェックして下さい

【チェック項目】(下記内容を確認し、□にチェック☑を記入してください。)

- 注)3の内容を確認し、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含めて申請します。
- 注)3の内容を確認し、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いますので、消費税額を補助対象額から減額して申請します。

【添付書類】

共通

- (1) 位置図、(2) 配置図、(3) 現地写真、(4) 助成対象事業にかかる見積書の写し

老朽木造住宅除却助成

- (5) 登記事項証明書等(発行から31日以内のもの)及び都市計画税の課税明細書等の写し

(6) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し又は容易な耐震診断調査票

(7) 申請者以外に権利者が存する場合は、当該権利者全員の同意書(第2号様式)

木密地域ブロック塀等撤去助成

- (8) 立面図

その他

- (9) その他市長が必要と認める書類

・ブロック塀等撤去助成もあわせて申請する場合は、配置図にブロック塀等の位置、長さ等を記入いただくとともに、塀の立面図を作成ください

交付申請に係る添付書類

1 位置図

対象地区のどこにあるのか示すもの。 例) 住宅地図

2 配置図

対象住宅が敷地にどのように建っているかと周辺3街区程度の状況がわかるもの。 例) 拡大した住宅地図

3 現地写真

原則2方向から建物とその敷地の全景が写るように撮影したもの。

解体後に同じ敷地であることが分かるように、隣接建物・電柱・標識等目印になるようなものが入るように撮影したもの。

4 木造住宅耐震診断結果報告書の写し又は容易な耐震診断調査票

既に耐震診断を受けた対象住宅は、耐震診断結果報告書（判定値が1.0未満又は、得点が80点未満と判定されたもの）

耐震診断を受けていない場合は、容易な耐震診断調査票。

5 登記事項証明書等(発行から3カ月以内のもの)又は申請年度に発行された固定資産税・都市計画税の課税明細書等の写し

対象住宅の所有者・所在地・構造・建築年・用途・延床面積がわかる書類。もしくは固定資産税・都市計画税の評価証明書（建築年の附記書きが必要）

申請者名とこれらの書類の所有者名が異なる場合は、市街地整備課の担当までご相談ください。

6 助成対象事業にかかる見積書

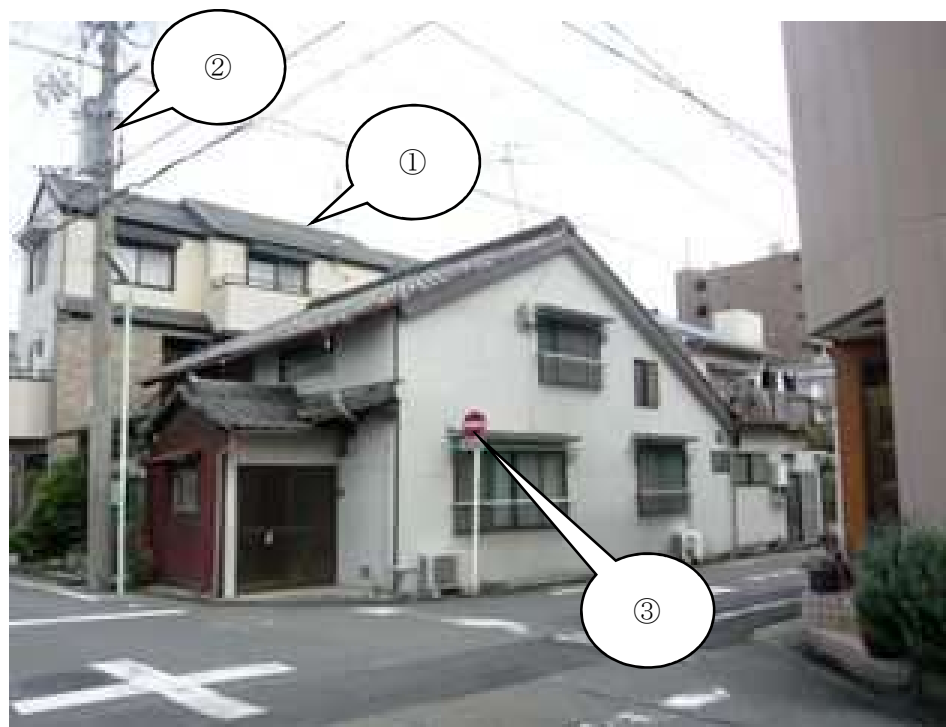
「解体工事一式」のようなものではなく、建物の解体費用と諸経費や外構の撤去費用などの内訳が分かる見積書。見積書のあて名は申請者名（フルネーム）として下さい。

7 申請者以外に権利者が存する場合は、当該権利者全員の同意書

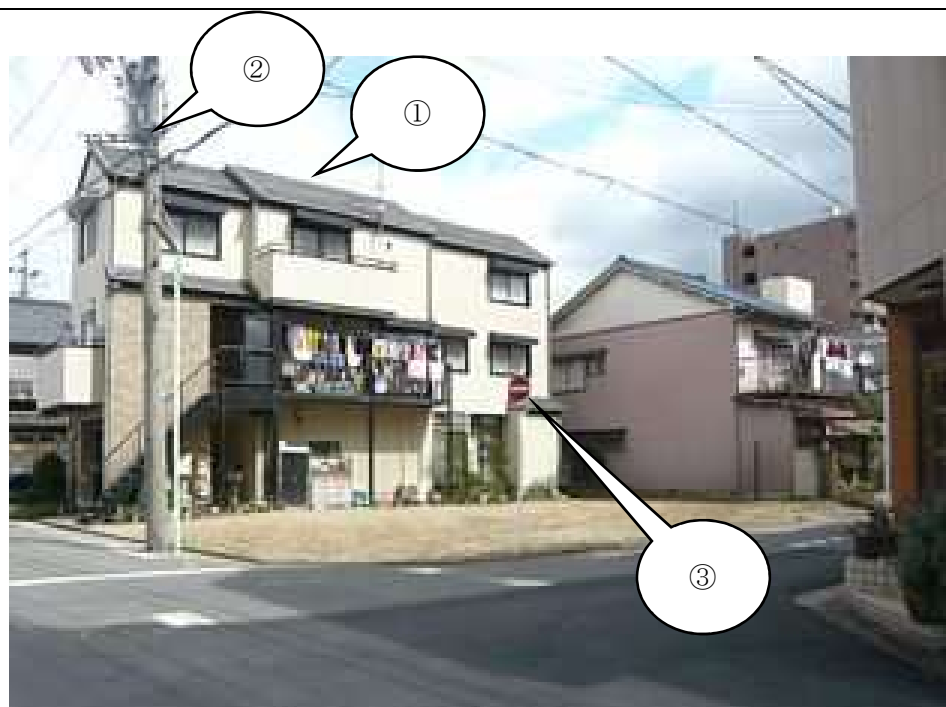
建物共有者・相続の権利を持つ方等がいる場合。

<写真撮影方法>

着 工 前



着 工 後



※注意点

- 1 写真の向きは、着工前、着工後で同じ向きで撮影してください
- 2 建物全景が写るように撮影してください、また2方向から撮影してください
- 3 建物が解体された後の敷地であることがわかるように隣の建物 (①)、電柱 (②)、標識 (③) など目印となるものが写るように撮影してください

木密地域ブロック塀等撤去助成

申請書類チェックリストおよび注意事項

◎ 交付申請時

- 助成金等交付申請書（第 1 号様式）
 - （※ 老朽木造住宅除却助成と同時に申請できます。）
- 撤去場所を示す位置図（住宅地図等）※敷地に着色してください。
- 撤去工事の内容を表した図書（配置図、立面図等）
 - ・以下のものが記入してあるか確認してください。
 - 〔 ブロック塀等の寸法（長さ、高さ、奥行き等）、撤去範囲
方角、道路幅員、道路境界線、隣地境界線、写真撮影位置 〕
- 撤去するブロック塀等の写真（全景、前面道路、危険箇所等）
 - ・隣地等の目印になるものが一緒に写るように撮影してください。
- 撤去工事費の見積書の写し（見積書の有効期限に注意してください。）
 - ・対象ブロック塀等の工事費用と長さ等を記入してください。
 - ・撤去工事の内容を表した図書と内容が一致することを確認してください。
（ブロック塀の長さ、面積その他の数量等）
 - ・施工業者名がある見積書としてください。
 - ・消費税込みの金額としてください。
 - ・ブロック塀等の撤去とその他工事を合わせた見積書の場合は、それぞれの費用が分かるよう見積項目を分けてください。処分費等で共通の項目がある場合、補助対象経費とならない場合があります。

◎ 工事中

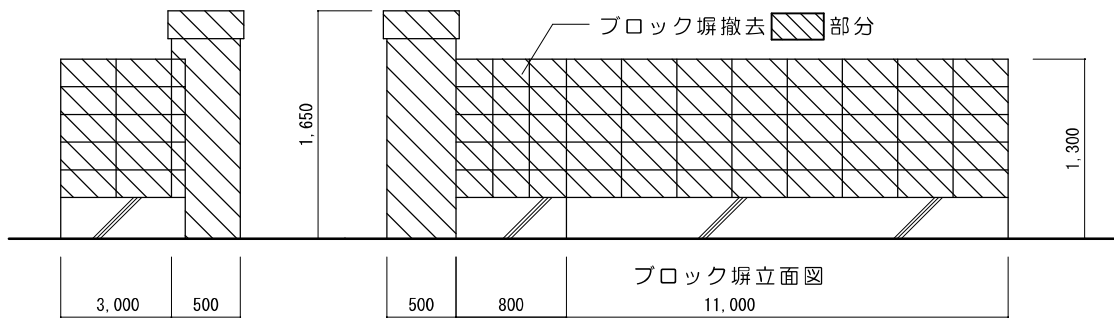
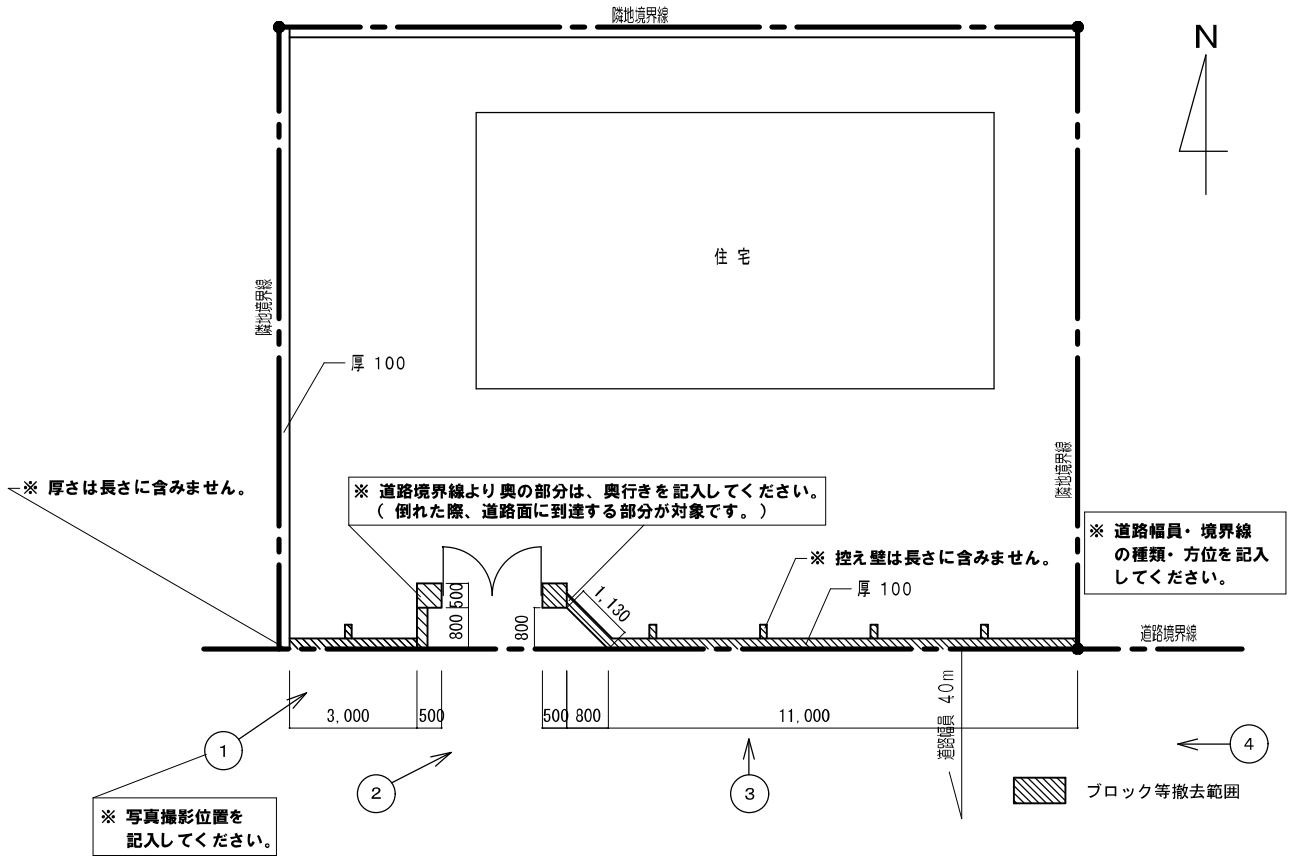
- 工事完了後の写真（ブロック塀等撤去後の写真）
 - ・ブロック塀等撤去後の写真を撮影してください。（撤去後、フェンス等を新設した時の写真ではありません。） ⇒（完了届の添付書類となります。）
 - ・できる限り撤去前と同じ方向で撮影した写真としてください。
 - ・ブロック塀等が存在した部分がすべて写るように撮影してください。
- ※申請内容や工事内容、金額に変更が発生した場合、速やかにご相談ください。
手続きが必要な場合があります。**

◎ 工事完了後

- 完了届（第 8 号様式）
 - ・申請と同じ年度の 2 月末までに提出してください。
- 契約書の写し又はこれに代わる書類（例えば、注文書・注文請書の写し）
- 領収書等の写し
 - ・収入印紙の有無を確認してください。
 - ・施工業者名があるものとしてください。
- 請求書の写し（見積書の明細と異なる場合のみ必要です。）
- 工事完了時の写真
- 請求書（第 10 号様式）

《記入例》

※ 撤去工事の内容を表した図書（配置図、立面図等）



※ 見積書の数量がわかるように寸法を記入してください。

※ 見積書作成例

			単価	金額	備考
ブロック塀解体	〇〇	m	〇〇	〇〇	
カッター入れ	1	式	〇〇	〇〇	
ガラ処分	1	式	〇〇	〇〇	
小計				〇〇	
消費税				〇〇	
合計				〇〇	

※ 参考（助成金額）

撤去工事見積金額 20万円とすると助成金額は、

撤去長さ = $(3.0 + 0.5 + 0.5 + 1.13 + 11.0)$
 $= 16.13\text{m} \Rightarrow 16.1\text{m}$ (0.1m未満切捨て)
 見積金額より $200,000\text{円} \times 3/4 = 150,000\text{円}$
 撤去長さより $16.1\text{m} \times 9,000\text{円} = 144,900\text{円}$
 $150,000\text{円} > 144,900\text{円}$

よって助成金額は、144,000円となります。
 (1,000円未満切捨て)

事前相談

- ・助成の対象かどうか等の確認及び手続きの説明

交付申請

交付決定

- ・申請書の内容が適切であれば、約2週間後に
助成金交付決定通知書を申請者のご自宅に送付します。

除却工事

- ・交付決定通知受け取り後に
解体業者と書面で契約を結んでください。
- ・工事内容や工事金額を変更した場合は、
完了報告前に**変更申請**が必要になる場合があります。
- ・解体業者の変更は工事着手前に変更申請が必要です。
- ・変更後の業者との契約は変更の**交付決定後**にさせていただく
必要があります。
- ・再資源化等に関する法律に基づく届出が必要です。

完了報告

(2月末まで)

- ・除却工事が完了したら、2月末日までに**完了届の提出**をお願いします。

※助成金のお支払いは申請者の方が解体業者へ**お支払い**
ただいた後になります。

<添付書類>

- ・契約書の写し
- ・領収書等の写し
- ・請求金額の明細が確認できるもの（見積書の明細と異なる場合）
- ・完了写真

助成金確定・支払

- ・完了届の内容が適切であると判断した時は、
助成金確定通知書を送付します。
- ・助成金確定通知書の受領後、**請求書**の提出をお願いします。
- ・申請者の口座に助成金をお支払いします。